

有期雇用の特例

(平成27年4月1日 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第8条)

規制改革の内容

特例措置前

有期労働契約が5年を超えて更新された場合、労働者の申込みにより無期労働契約に転換させる(無期転換ルール)



特例措置

高度専門職の無期転換ルールの通算期間を10年まで延長可能



効果

柔軟で多様な働き方、プロジェクト単位での雇用促進

規制改革の概要

無期転換ルールの通算期間を10年まで延長

通常 5年

特例措置 10年

← 無期転換申込権は発生しない →

- ・柔軟で多様な働き方
- ・プロジェクト単位での雇用促進

高度専門職の範囲:

博士の学位を有する者、弁護士、医師、公認会計士等の士業、システムエンジニアとしての実務経験5年以上を有するシステムコンサルタント 等

